

令和6年度第1回旭川市いじめ防止等連絡協議会

会議の概要	
日時	令和6年7月18日（木）10時00分から11時15分まで
場所	旭川市子ども総合相談センター2階 研修室・会議室1・2
出席者（委員）	11名 佐藤忍，千葉雅樹，末木良典，千田克彦，富樫祐一，前田真，真坂亮，佐伯教道，水野君平，安田小響，村本暁宣
出席者（事務局）	（いじめ防止対策推進部）石原部長，鎌田課長，吉岡主幹 （学校教育部）工藤主幹
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の数	0人

会議録

1 開 会

2 挨拶

3 参加委員紹介

4 本協議会の運営等

5 副会長選出

6 議 事

(1) 議題1 旭川市における令和5年度いじめ対応実績等

※事務局から議題について説明

（会長）

・事務局から説明があったが，御意見，御質問等はないか。

（委員）

・いじめ防止対策出前講座については，どのような団体から要請を受け，どのような目的で実施したのか。

（事務局）

・いじめ防止対策出前講座は，昨年度は主に民生委員の団体を対象に試行実施し，今年度からは本格的に実施するが，今月は大学の学生を対象に実施した。この講

座に関しては、団体等の区分を問わず、参加者が概ね10人以上となる地域の集まりや学生を含めた様々な方々を対象として実施し、市の取組や法に定めるいじめの定義などを広く市民に周知していきたい。

(委員)

- ・相談対応人数について、令和4年度は旭川市子ども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーが対応した人数、令和5年度はチャットや手紙など様々な窓口を通して相談があった人数ということだが、具体的には、電話、チャット、手紙などの様々なツールの中で何が一番対応件数が多かったのか。

(事務局)

- ・いじめ、不登校に関する相談については保護者からの相談が多く、相談ツールとしては電話が多かった。一方、児童生徒にとっては電話や窓口による相談は心理的なハードルが高いと考えられるため、昨年度は学校の協力により返信はがき付きチラシを年3回児童生徒に配布するとともに、小学5年生以上を対象としてチャットによるいじめ相談を開始したことにより、児童生徒本人からの相談も令和4年度に比べて増加している。また、返信はがき付きチラシについては、今年度も年3回児童生徒に配布するが、改善点としてチラシにQRコードを設けており、児童生徒は返信はがきのほかに、1人1台貸与を受けているタブレット端末等を使ってインターネット上でも相談できるようにしており、今後も相談しやすい環境づくりを進めていきたい。

(2) 議題2 (仮称) いじめ防止・青少年育成サポーター制度の創設について

※事務局から議題について説明

(会長)

- ・事務局から説明があったが、御意見、御質問等はないか。

(委員)

- ・サポーターに認定された場合、サポーターは市から依頼があった内容の活動をするのか、或いはサポーターが自主的に行う活動を市が支援するのか。

(事務局)

- ・まずは幅広く市民の方々に御参加いただきたいという趣旨から、市民の方々が自主的に行う活動に対し、市の媒体での紹介や、講師派遣支援など、側面的な協力をしていきたい。市ではいじめや不登校に関する相談を受けて学校と連携しながら様々な対応をしているが、行政や学校だけでは解決することが難しい課題があり、この先のステップとして、皆さんができることを踏まえながら活動を展開していきたい。

(委員)

- ・団体をサポーターに認定した場合は構成メンバーが替わることがあり、また、最

新の情報が変わってくる中での情報更新が非常に大事になってくる。サポーター認定の更新や研修の再受講を要件とするなどについては考えているのか。

(事務局)

- ・昨年度からこども家庭庁では「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」に取り組んでおり、現在、本市を含む11自治体が事業に参加し、国から自治体の伴走支援の委託を受けている専門機関から出前講座のプログラムの提供を受けており、これを活用しながら実施していく。今行っている出前講座は初級編であり、団体のメンバーが入れ替わっていくという点については、初級編を継続的に実施していく。また、一般的な見守りだけでなく、もう一段深い関わりや支援を行うためには専門的な知識が必要となるが、専門機関では次のステップの講座も準備していると聞いており、そのようなプログラムも活用しながら、サポーターのレベルアップやスキルアップを含めて取組を進めていきたい。

(委員)

- ・サポーター制度について、各団体に求めているものは何か。

(事務局)

- ・サポーター制度は、各団体がこれまで取り組んできた活動を踏まえた上で、いじめ防止の視点も含めた活動にも取り組んでいただきたいという形で周知を図っていく。

(委員)

- ・昨年度の会議で、様々な機会に保護者や地域の方々へいじめについての啓発をすることが必要との意見が出ていたが、このような制度を通じて、市民全体がいじめの問題は自分たちの問題として捉え、子どもたちに関わっていける体制づくりをしていくことは非常に大切なことである。

(委員)

- ・大学生はできることが限られており、見守りや声かけをするような子どもとの繋がりがなく、こども食堂をやっている訳でもない。学習支援については、自分の関心に応じてボランティア団体で個別に活動している学生はいると思うが、ゼミとしてまとまって何かをすることはない。市民が自分事としていじめのことを考えることについては関心のある学生が多く、出前講座を受講していじめの問題について考えてもらいたいと思うのだが、大学生が出前講座を受講する意義はどのようなものか。

(事務局)

- ・昨年度から市では相談体制の充実を図り、相談件数が伸びてきたが、課題もいくつか出てきている。いじめの問題については学校の方でもしっかり指導しており、早期に解決しているケースが多い。一方で、いじめの行為は止んでいるが、

いじめの事案をきっかけにして児童生徒が学校に行けない状況が始まり、長期化しているケースも見られ、市では児童生徒、保護者を含めた長期に渡る支援をしている。いじめ防止対策推進部の機能は相談機能がメインになっており、色々な機関を紹介しているが、それだけで十分なのかという点を課題として認識しており、行政としてもう一步踏み込んで何かできないのかを確認しなければならないと考えている。その中で、今後、具体的な支援を含めた事業構築を市が行い、その中に大学生にも協力していただける部分があれば、是非とも協力をいただきたいと考えている。

(会長)

- ・その他、質問や意見はあるか。
- ※特になし。

(3) 議題3 いじめ防止推進月間及び連携した取組について

※事務局から議題について説明

(会長)

- ・事務局から説明があったが、御意見、御質問等はないか。

(委員)

- ・現時点で、いじめ防止推進月間の連携事業として位置付けようと計画している関係機関の取組はあるか。

(事務局)

- ・関係機関に連携事業に位置付けられる事業の情報を照会し、取組の推進を図っていききたい。各機関の様々な取組の中には、いじめ防止対策に協力していただいているものがあり、例えば、警察が学校で実施している非行防止教室や、法務局と人権擁護委員協議会が電話やSOSミニレターで実施している人権相談があり、いじめに関係する児童生徒への指導の中で、学校が少年鑑別所に相談することがあるという話も聞いている。また、各学校では、児童生徒の主体的な取組として、年に2回、いじめ非行防止強調月間として様々な取組をしており、7月24日には「生活・学習A c t サミット」として中学校の生徒会が取組を発表する場がある。関係機関等のこのような取組などを連携事業に位置付けながら、全市的ないじめ防止の取組をしていることを対外的に周知していききたいと考えている。各団体、関係機関の御協力をいただきながら進めていききたいと考えており、よろしくお願ひしたい。

(委員)

- ・講演会や関連事業の都合により、いじめ防止推進月間を設定する月は毎年変わるのか。

(事務局)

- ・今年度初めての取組となるが、来年度以降も毎年10月に実施していきたい。

(委員)

- ・昨年度から市教育委員会と相談して、今年は市内中学校の1年生全員に思いやりや相手に対する尊敬を主とした人権教室を1授業時実施しているが、生徒には非常にしっかりと受け止めていただいていると感じており、昨日実施した中学校では保護者も参加した。同様の内容は中学2年生の道徳でも出てくるが、中学1年生は今年に続いて2年生でも学べるので効果的だと思う。生徒は非常に熱心に話を聞いており、自分の意見も活発に発表している。

(会長)

- ・その他、質問や意見はあるか。
※特になし。

(4) 議題4 いじめ防止対策に係る基金の創設と活用について

※事務局から議題について説明

(会長)

- ・事務局から説明があったが、御意見、御質問等はないか。

(委員)

- ・基金活用案にある相談支援の強化の部分で、児童生徒が相談しやすい環境の充実とあるが、どのようなものが環境の充実の例として考えられるのか。また、専門職の資質向上のための研修の実施における専門職とはこういった職を想定しているのか。

(事務局)

- ・児童生徒が相談しやすい環境の充実については、例えば、現在、小学5年生から中学3年生までに導入しているチャットによるいじめ相談の対象学年を拡大することや、現在年3回配布している返信はがき付きチラシの配布回数を増やすといった方法が考えられるが、どういう相談ツールが児童生徒にとって利用しやすく相談に繋がるのかは検討が必要であり、それ以外にも相談しやすい方法があれば対応していきたいと考えている。資質向上を図る専門職については、現在想定しているのは相談を専門とするいじめ防止対策推進部の職員のスキルアップのための研修で、これに関しては昨年度からこども家庭庁と連携しながら相談対応に当たる職員がいじめ相談に関する研修を受けており、今年度配置した職員もこの研修を受けるとともに、研修受講済の職員についてもフォローアップ研修を受講することになっている。相談員のスキルアップについては、今後も継続して取り組んでいきたい。

(委員)

- ・スクールカウンセラーは週に1回とか月に1回学校で児童生徒の相談を受けてい

るが、いじめに関する相談もあるので、可能であればもう少し広い間口で研修を実施してもらえるとありがたいと思っている。スクールカウンセラーの研修は昨年度1回あったが、どちらかと言うと不登校対応などの研修であり、いじめの事案などに関する研修の機会はなかなかないので、そのような機会があればありがたい。

(委員)

- ・基金活用案としていじめ対策コーディネーターの人数の増とあるが、この基金が令和6年度中に創設された場合、具体的にどのような効果があるのか。

(事務局)

- ・これまでも市の自主財源や子ども基金を活用しながらいじめ防止対策の取組をしており、その中で、市教育委員会のいじめ対策担当にいじめ対策コーディネーターを現在3名配置し、各学校を訪問していじめ対策のアドバイスなどを行っている。現在、学校ではいじめ対策にしっかり取り組む一方で、業務がたいへんだと聞いており、この人数を増やすことによって、学校の業務の側面支援をしていければと考えているが、具体的な部分に関しては、学校の現状も十分に伺いながら、コーディネーターの配置人数増がよいのか、或いは別の方法で支援して欲しい部分があるのであれば、そこも含めて、来年度の予算編成に向けてしっかり検討し、少しでも対策が推進されることを考えていきたい。

(会長)

- ・その他、質問や意見はあるか。
※特になし。

(5) 議題5 その他

(会長)

- ・そのほか議題として挙げたいことはないか。

(委員)

- ・情報共有だが、当団体内でミーティングをした際、いじめの防止に関しては色々と対策がとれている一方、予防については、なぜいじめが起こるのかといった情報を、どのように子どもたちに伝えていくかが課題だという話になった。

(委員)

- ・学校の授業参観で民生委員などが出前講座をすれば、児童生徒と保護者で内容を共有できるが、そのような取組は考えているか。

(事務局)

- ・出前講座の講師は、当面市の職員が対応する。授業参観やその後の保護者の集まりの場で出前授業を実施するなど、市ができることをもっと幅広く考えていきたい。

(委員)

- ・子どもの認識と保護者の認識が食い違っていることがよくあり，子どもと保護者がいじめに関して共通認識を持ってもらいたいと感じている。

(事務局)

- ・ここ数年の傾向では，SNS絡みの事案が課題であり，その低年齢化も大きな課題になっている。当然，学校でも常日頃から指導し，市教育委員会からも指導用の資料等を提供しており，警察でも非行防止教室の中でSNSの適切な利用について指導していると聞いている。最近の子どもは小さい頃からスマートフォンを使える環境にあり，SNSの適切な活用については，家庭でもしっかり教育していくことが大事だと考えている。そこを含めて，児童生徒や保護者，周りの大人も，正しい知識については共通した認識でなければならず，関係団体が有する様々な情報を十分参考にしながら，今後，しっかり進めていく必要があると思っており，引き続きよろしくお願ひしたい。

(委員)

- ・名古屋大学の内田良教授が，保護者と学校の先生と児童生徒を対象としてアンケートを行い，いじめの被害者も悪いと思うかの設問では，学校の先生と生徒は被害者は全く悪くないと思う人が多かったが，保護者はそれよりも少ない結果となり，保護者は被害者にも悪いところがあったと思ひやすいという研究成果を著作で発信されている。保護者にどのようにいじめの啓発をしていくかは大事なことだと思ひている。

(委員)

- ・今年から，いじめの大きな要因であるSNSに係る非行防止教室を，市内の全小中学校で1授業時ずつ本格実施している。一方，今年に入ってから，私立高校で保護者向けや教職員向けのSNSの利用に関する講話をしたが，有用性があると感じたところが多い。保護者世代はSNSに関する教育を受けたことがなく，子どもが使っているアプリや実際に起きている事例を知らない方も多い。現在は小中学校を対象としている啓発の対象を保護者にシフトすることも，検討した方がよいのかもしれない。

(委員)

- ・子どもを守るための人権教育プログラムの授業を小学3年生を対象として実施しているが，先日，PTA連合会の地区ブロックで保護者対象，教職員対象という形で実施した。参加した保護者の感想として，非常によかった，授業が終わった後に同じ授業を受けた子どもと対話ができる，こういう認識や考え方をしなければならないと改めて気付かされたなどの感想があり，このような機会があることは非常に有効だと思ひた。親の言動が子どもたちに伝わっていることを考えると，保護者に対してこのような研修の場を設けることは大事である。また，色々

なところでニュースになるカスタマーハラスメントやYouTube 上でのコメント等，学校で発生した場合には大きな問題になることが大人の世界で起きていることを，保護者に理解していただく場面があるとよいと感じている。

7 閉 会